

地域移行支援・地域定着支援 自立生活援助・相談支援

- I 市の指導について
- II 各種届出について
- III サービス内容
- IV 人員・運営に関する基準について
- V 報酬請求上の留意事項
- VI 相談支援専門員について

I 市の指導について

指導の目的	
障害福祉サービス事業者の支援を基本とし、制度理解の促進、自立支援給付の適性化とよりよい支援の実現を目的とする。	
指導の種類	
実地指導	主眼事項等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行い、文書又は口頭による指摘を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設：2年に1回・ 障害福祉サービス事業所：3年に1回（新規事業所は指定後、概ね3カ月後）
集団指導	サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
監査	指定基準違反等の事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。
集団指導について	
内容と目的	○実地指導等で指摘が多いところ、事業者から問い合わせの多い事項等について、重点的に説明 →不適切な請求を防ぎ、安定した事業所運営につなげる。 →利用者が安心して利用できるようにする。
事業者の対応	○指摘事項等に該当する場合は、速やかに見直しをしてください。 ○事業所において伝達研修を実施願います。（資料を市ホームページに掲載） （資料掲載先）トップページ > 分類できがす > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 障がい者 > 指定障害福祉サービス事業所等の集団指導について



実地指導等の根拠となる法令・条例・通知等

●障害者総合支援法（全事業所）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律123号）

●指定基準条例（条例第65号）（指定自立生活援助）

「松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（令和2年12月18日条例第65号）

●指定地域相談支援基準（指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援））

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚労令27）

●指定計画相談支援基準（指定特定相談支援）

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚労令28）

●指定障害児相談支援基準（指定障害児相談支援）

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚労令29）

●解釈上の留意事項（通知）（障害福祉サービス関係事業所）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号）

（障害児関係）

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号）

●報酬告示（告示第523号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

Ⅱ 各種届出について

各事業の届出窓口

事業所	申請窓口
指定一般相談支援 指定自立生活援助	障がい福祉課
指定特定相談支援	障がい福祉課
指定障害児相談支援	障がい福祉課

※更新、変更、休止、廃止、加算等に関する届出も上記のとおりです。

《その他の留意事項》 平成二四・二・二〇 障害封建福祉主幹課長会議資料

- 障がい児に対する相談支援事業を実施する場合には、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の**両方の指定を受けることが基本**。

※当該事業所が障がい児のみを対象とする場合は、運営規程において主たる対象者を障がい児とする旨明記すること。（主たる対象者以外の者から依頼があった場合は、運営規程において主たる対象者を障がい児としていることにより、正当な理由があるものとしてサービス提供を拒否できる。）

- 市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り指定できる。

指定申請・更新について

事業者の指定は毎月1日付けで行っています。申請書の不備によっては審査期間が延長する場合がありますので、ゆとりを持って早めに相談・申請をお願いします。

【指定一般相談支援・指定自立生活援助の場合】

事前相談	事前協議	指定申請	指定
必要なし	必要なし	希望指定日の前々月の16日まで	毎月1日付

指定更新について

指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所の指定は有効期限6年間です。6年ごとに指定の更新の手続きを行ってください。
指定の更新については、新規の指定申請と同様の手続きが必要です。

※申請に必要な書類等はチェックリストを参照してください。（参考資料1，2参照）

変更届出の手続き

指定申請の際に指定申請書及び各付表に記載した事項について変更があった場合は、その旨を10日以内に指定機関に届け出なければならないとされています。

「変更届出書」に必要事項を記入し、変更のある事項に関する書類を添付し、提出してください。

○変更届出が必要な場合（主なもの）

- ①事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
- ②申請者の名称、重たる事業所の所在地、代表者の氏名が変更になった場合
- ③申請者の定款、寄付行為、条例等が変更になった場合
- ④建物の構造、事業所の平面図、施設の概要が変更になった場合
- ⑤管理者及び相談支援専門員の氏名、経歴及び住所が変更になった場合
- ⑥運営規程が変更になった場合
- ⑦主たる対象者が変更になった場合
- ⑧介護給付費等の請求に関する事項 等

(※参考資料3参照)

休止・廃止・再開の手続き

○廃止・休止する場合

当該指定に係わる事業を廃止または休止する時は、廃止・休止の1ヶ月前までに指定機関に届出をしなければならないとされています。

○再開をする場合

休止した指定計画相談支援事業を再開したときは、10日以内に指定機関に届け出なければならないとされています。

→「廃止・休止・再開届出書」に必要事項を記入し、提出してください。

事前に申請が必要な加算等に関する届出の手続き

地域移行支援

加算等の体制	提出が必要な書類
地域移行サービス費（Ⅰ） 地域移行サービス費（Ⅱ）	・ 地域移行サービス支援費（Ⅰ）（Ⅱ）に係る届出書 ・ 根拠書類

地域移行支援・地域定着支援、自立生活援助（共通）

加算等の体制	提出が必要な書類
ピアサポート体制加算	・ ピアサポート体制加算に関する届出書 ・ 受講した研修の実施要綱、カリキュラム ・ 修了証書のコピー
居住支援連携体制加算	・ 居住支援体制加算に関する届出書
地域生活支援拠点等の機能を担う事業所 （事業所が拠点等機能を担うかは各市町村等にご確認ください。）	・ 運営規程（拠点等の機能の担う旨が書かれていること） ・ 拠点等整備単位地域から発行される証明書の写し

自立生活援助

加算等の体制	提出が必要な書類
福祉専門職員配置等加算	・ 福祉専門職員配置等加算に関する届出書 等 ・ 資格証明書

※詳細は参考資料 3、4 を参照

届出手続きの運用について

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

○届出に係わる加算等の算定の開始時期

届出に係わる加算等（算定される単位が増えるものに限る）は、届け出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始する。

(例)

届出日	算定開始
7月1日～15日に届け出た場合	8月サービス提供分から算定開始
7月16日～31日に届け出た場合	9月サービス提供分から算定開始

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取り扱い

加算等が算定されなくなる状況が生じた場合、速やかにその旨を届け出る。なお、この場合は加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

Ⅲ サービス内容

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

厚生労働省資料

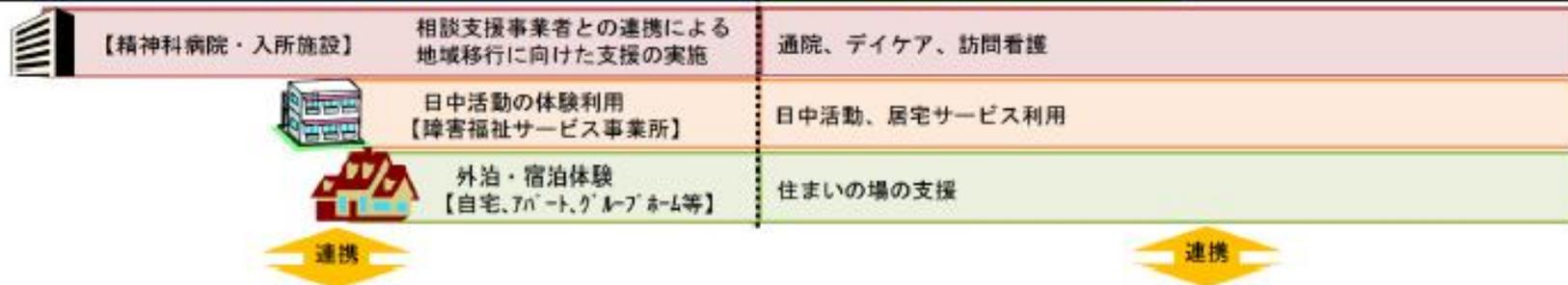
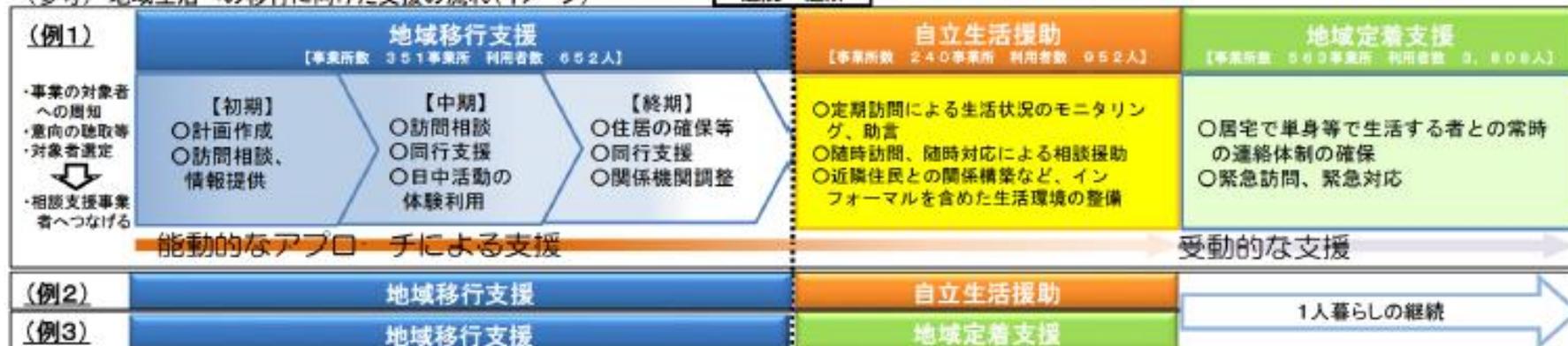
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和2年10月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

地域移行支援

【対象者】

○障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障がい者

※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。

○精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者

※地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。

（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

【支給決定期間】

○6か月間。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月以内で更新可。

更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断。

地域定着支援

【対象者】

○以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

- ・ 居宅において単身で生活する障がい者
- ・ 居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

→ 具体的には、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者。（グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。）

【支給決定期間】

○1年間。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。※自立生活援助との併給不可。

自立生活援助

【対象者】

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※1）
- ③ 障がい、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めない（※2）ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

（※1の例）

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場
- ・ 人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し 等）
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

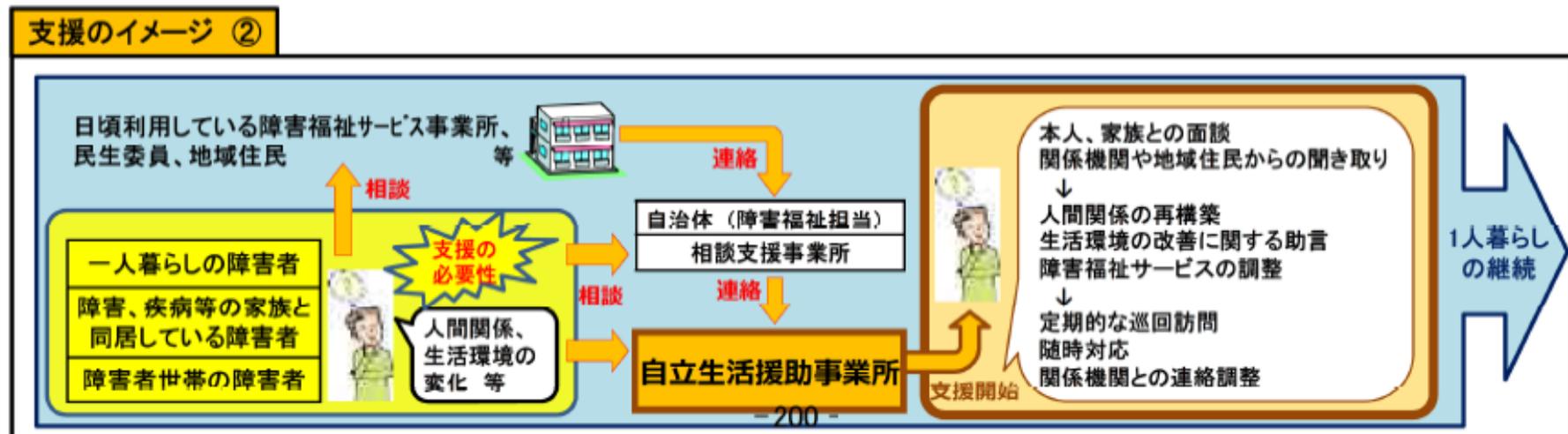
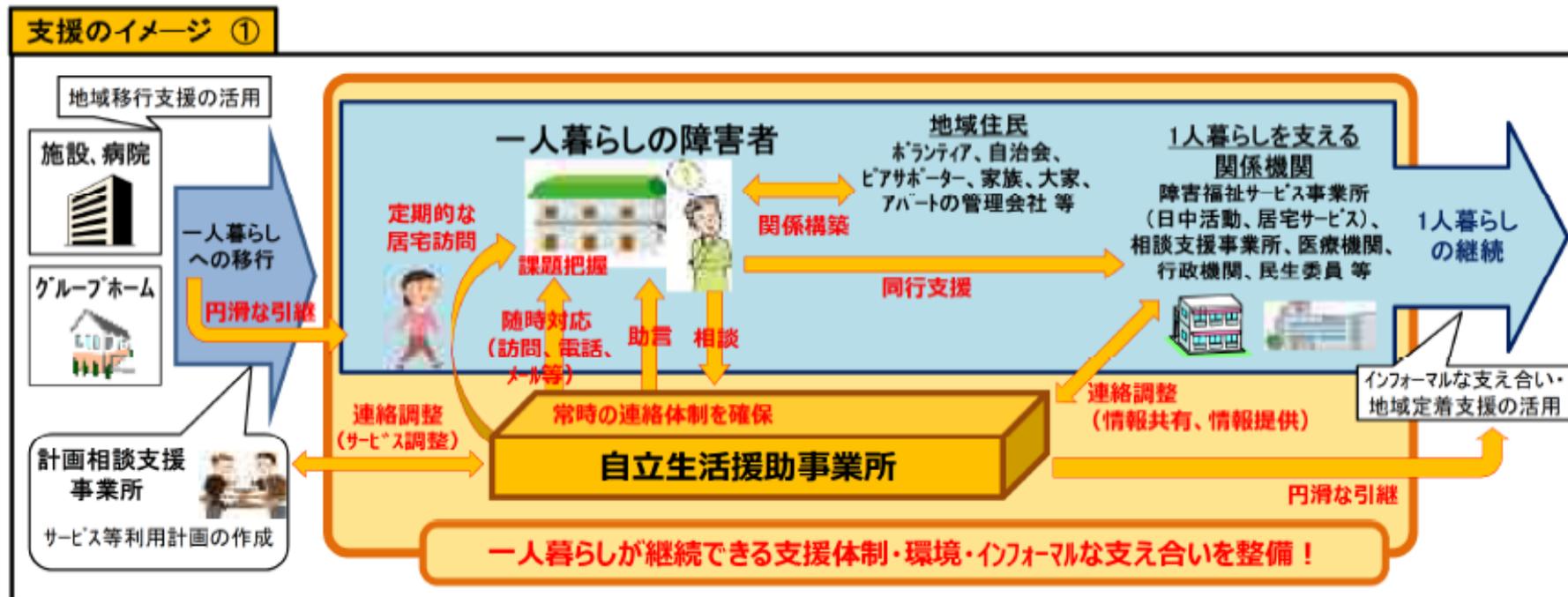
（※2の例）

- ・ 同居している家族が、障がいのため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・ 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- ・ 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・ その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

【標準利用期間】

- 1年間。市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。

<自立生活援助の支援のイメージ>



IV 人員・運営に関する基準について

地域移行・地域定着支援

平成24年3月13日 厚生労働省令27号 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
平成24年3月30日 障発0330第21号 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

1. 人員に関する基準について

従業者

(地域相談基準第3条)

- 事業所ごとに必ず1人以上の地域移行（定着）に従事する者を置くこと。
- 地域移行（定着）支援を行う従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること。

管理者

(地域相談基準第4条)

- 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くこと。
- ※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

※指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所の業務を兼務する場合は業務に支障がないものとして認められる。

○留意事項

※人員配置が変更になった場合は、必ず変更届を提出してください。

- ・相談支援専門員養成研修修了証については、初任者研修修了時から直近の現任研修修了証まで全て提出してください。（※すでに提出済のものは省略可。）

2. 運営に関する基準について（基準一部抜粋）

地域移行支援・地域定着支援 共通事項

内容及び手続きの説明及び同意（地域相談基準第5条）

利用申込者に対し、障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、重要事項等について説明し、指定地域移行（地域定着）支援の提供の開始について同意を得なければならない。

契約内容の報告等（地域相談基準第6条）

指定地域移行（地域定着）支援の利用に係る契約をした時は市町村に遅滞なく報告しなければならない。

提供拒否の禁止（地域相談基準第7条）

指定地域移行（地域定着）支援事業者は、正当な理由なく、指定地域移行（地域定着）支援の提供を拒んではならない。

サービス提供困難時の対応（地域相談基準第9条）

利用申込者に対し指定地域移行（地域定着）支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行（地域定着）支援事業者の紹介等を行わなければならない。

地域相談支援給付費の額に係る通知等（地域相談基準第18条）

法定代理受領により地域相談支援給付を受けた場合は給付決定障がい者に対し、地域相談支援給付の額を通知しなければならない。

掲示（地域相談基準第31条）

指定地域移行（地域定着）支援事業者は、事業所の見やすい場所に重要事項説明書を掲示しなければならない。

記録の整備（地域相談基準第38条）

指定地域移行支援（地域定着）支援事業者は、サービスの提供に関わる記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しているか。

①サービス提供の都度の記録

②地域移行（定着）支援計画

（アセスメントの記録、サービス担当者会議等の記録、計画変更の検討及び結果の記録）

③地域相談支援給付決定対象障がい者等に関する市町村への通知に係る記録

④苦情の内容等の記録

⑤事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

地域移行支援に係る運営基準

地域移行支援計画の作成（地域相談基準第20条）

対象者ごとに地域移行支援計画を作成。なお、作成に当たっては、利用者への面接や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者を招集した会議を開催し意見を求める。

地域における生活に移行するための活動に関する支援（地域相談基準第21条）

地域移行支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況の的確な把握に努めなければならない。

利用者への対面による支援について、概ね週1回以上行わなければならない。

障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援（地域相談基準第22、23条）

障害福祉サービスの体験利用について、指定障害福祉サービス事業者への委託により実施。また、体験宿泊について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施できる。

地域定着支援に係る運営基準

地域定着支援台帳の作成（地域相談基準第42条）

対象者ごとに、緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成。作成に当たっては、利用者には面接によるアセスメントを実施し、作成。

常時の連絡体制の確保等（地域相談基準第43条）

利用者との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握。

緊急の事態における支援等（地域相談基準第44条）

緊急時に速やかに居宅への訪問等による状況把握を実施するとともに、利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的滞在支援（指定障害福祉サービス事業者に委託可）等の措置を講じる。

自立生活援助

1. 人員に関する基準について

平成18年9月29日厚生労働省令第171号 指定障害福祉サービスの事業等の人員および運営に関する基準
令和2年松本市条例第65号 松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
令和2年松本市条例第66号 松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例

地域生活支援員 (指定基準条例 第211条)

- 1人以上
- 利用者25人またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。
(※報酬上は利用者30人)

サービス 管理責任者 (指定基準条例 第211条)

常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。
※地域生活支援員との兼務可。

管理者 (指定基準条例第212条、 第55条準用)

- 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くこと。
※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

○他事業所との兼務について

- 利用者に対するサービス提供に支障がない場合、従業者を当該自立生活援助事業所の管理者や他の事業所又は施設等の職務に従事させることができる。この場合、指定自立生活援助の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入できない。
- 相談支援事業所の従業者、併設する他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。

2. 運営に関する基準について（基準一部抜粋）

自立生活援助に係る運営基準

実施主体（指定基準条例第214条）

支援内容や利用者の居住の場の変化等を勘案し、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること。

定期的な訪問による支援（指定基準条例第215条）

おおむね週1回以上利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者が地域における自立した日常生活を営むために必要な相談等の支援及び環境調整を行う。

随時の通報による支援等（指定基準条例第216条）

利用者との常時の連絡体制を確保し、通報があった場合には、速やかに居宅訪問等による状況把握を行わなければならない。なお、対応の内容（通報のあった時間、相談の内容、対応の状況等）を具体的に記録するものとする。

令和3年度に追加された運営基準（※全サービス共通）

業務継続計画の策定等（指定基準条例第34条の2）令和6年度から義務化（3年間は経過措置（準備期間））

- 感染症及び非常災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画を策定すること。
- 業務継続計画に従い、研修及び訓練を実施すること。

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組（指定基準条例第35条）令和6年度から義務化（3年間は経過措置（準備期間））

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施すること。

虐待の防止（指定基準条例第41条の2）令和4年度から義務化

- 従業者への研修を実施すること。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。
- 虐待の防止等を適切に実施するための担当者を設置すること。

相談支援

1. 人員に関する基準について

平成24年3月13日厚労令28 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

平成24年3月13日厚労令29 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

従業員

(計画相談基準第3条
障害児相談基準第3条)

○専従の相談支援専門員

○1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件またはその端数を増すごとに増員する。

(※報酬上は利用者39件)

管理者

(計画相談基準第4条
障害児相談基準第4条)

○事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くこと。

※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

○他事業所との兼務について

■計画相談支援の業務に支障がない場合、相談支援専門員を当該自立活援助事業所の当該指定特定相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。

■兼務している事業所・施設の利用者の継続サービス利用支援は、兼務していない相談支援専門員が実施することを基本とする。

2. 運営に関する基準について（基準一部抜粋）

相談支援に係る運営基準（計画相談、障害児相談共通）

内容及び手続きの説明及び同意（計画相談基準第5条、障害児相談基準第5条）

利用申込者に対し、障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、サービスの選択に資すると認められる重要事項等について説明し、相談支援の提供の開始について同意を得なければならない。

契約内容の報告等（計画相談基準第6条、障害児相談基準第6条）

指定計画相談支援・指定障害児相談支援の利用に係る契約をした時は市町村に遅滞なく報告しなければならない。

提供拒否の禁止（計画相談基準第7条、障害児相談基準第7条）

指定計画相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者は、正当な理由なく、相談支援の提供を拒んではならない。

サービス提供困難時の対応（計画相談基準第8条、障害児相談基準第8条）

利用申込者に対し計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定計画相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の紹介等を行わなければならない。

相談支援給付費の額に係る通知等（計画相談基準第14条、障害児相談基準第14条）

法定代理受領により相談支援給付を受けた場合は給付決定障がい者に対し、相談支援給付の額を通知しなければならない。

掲示（計画相談基準第14条、障害児相談基準第14条）

指定計画相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者は、事業所の見やすい場所に利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を掲示しなければならない。

記録の整備（計画相談基準第30条、障害児相談基準第30条）

指定計画相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者は、サービスの提供に関わる記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しているか。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 利用者ごとの次に掲げる相談支援台帳
 - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - アセスメントの記録

サービス担当者会議等の記録

モニタリングの結果の記録

- ③ 相談支援給付決定対象障がい者等に関する市町村への通知にかかる記録
- ④ 苦情の内容等に係る記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

令和3年度に追加された運営基準

業務継続計画の策定等（計画相談基準第20条の2、障害児相談基準第20条の2）

令和6年度から義務化（3年間は経過措置（準備期間））

- 感染症及び非常災害発生時において、計画相談支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画を策定すること。
- 業務継続計画に従い、研修及び訓練を実施すること。

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組（計画相談基準第22条、障害児相談基準第22条）

令和6年度から義務化（3年間は経過措置（準備期間））

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施すること。

虐待の防止（計画相談基準第22条、障害児相談基準第22条）

令和4年度から義務化

- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。
- 従業者への虐待防止のための研修を実施すること。
- 虐待の防止等のための担当者を設置すること。

V 報酬請求上の留意事項

地域移行支援

平成24年3月14日 厚生労働省告示第124号 指定地域相談支援に要する費用の額に算定に関する基準
平成24年3月30日 障発第1031001 実施上の留意事項について

地域移行サービス費

区分	算定要件	算定単位
(I)	以下の要件を満たす場合 (※事前の届出が必要) ①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者。長野県相談支援専門員協会がH30年度以降に実施している「専門分野研修(地域移行・地域定着)」を受講していること。 ②退所施設と緊密な連携を取り、退院退所に向けた活動を月に1度以上行っていること ③前年度に地域生活に移行した者が3人以上いること <u>(※年度当初に前年度の移行者がいない場合は、その旨を届け出ること)</u>	<u>3,504単位/月</u>
(II)	以下の要件を満たす場合 (※事前の届出が必要) ①(I)の①②の要件を満たしていること ②前年度に地域生活に移行した者が1人以上いること <u>(※年度当初に前年度の移行者がいない場合は、その旨を届け出ること)</u>	<u>3,062単位/月</u>
(III)	(I) (II)に規定する要件を満たさない場合 (※届出不要)	<u>2,349単位/月</u>

【留意事項】

- 当初から障害者支援施設入所や精神科病院等への転院が決まっている場合は支給決定できません。
- 以下の場合には地域移行サービス費を算定できません。
 - ・地域移行支援計画を策定しない場合。
 - ・利用者の対面による支援を1月に2日以上行わない場合。

初回加算

算定要件	算定単位
<ul style="list-style-type: none">サービス利用開始月に算定可。 <p>【初回加算算定後に退院、退所し、その後再入院、入所した場合】</p> <p>退院、退所した日から、再入院入所した日までの間が3ヶ月以上空いている場合のみ再度算定可。</p>	500単位/月

集中支援加算

算定要件	算定単位
<ul style="list-style-type: none">利用者との対面による支援を月に6日以上実施した場合。 <p>(退院・退所月加算算定時は不可。)</p>	500単位/月

退院・退所月加算

算定要件	算定単位
<ul style="list-style-type: none">退院、退所をする日が属する月（退院退所する日が翌月初日であり、退院退所が確実な場合は前月に算定可） <p>【算定不可の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">1月に2日以上対面による支援を行っていない場合。退院退所先が社会福祉施設や病院等又は死亡による退院、退所の場合。	2,700単位/月 ※入院期間が3月以上1年未満の場合 +500単位

障害福祉サービスの体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合、15日以内に限り算定

区分	算定要件	算定単位
(Ⅰ)	初日から5日目まで	500単位/日
(Ⅱ)	6日目から15日目まで	250単位/日

※事業所が地域生活支援拠点等の場合は、+50単位/日

【参考】一人の利用者が、二つ以上の障害福祉サービス事業所の体験を行った場合、連続して日数を計算します。

(例) A事業所 8月1日～5日 初日から5日目とカウント → (Ⅰ)を算定
B事業所 8月8日～9日 6日目から7日目とカウント → (Ⅱ)を算定

体験宿泊加算

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合、15日以内に限り算定

区分	算定要件	算定単位
(Ⅰ)	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援	300単位/日
(Ⅱ)	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援（夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な見守り等の支援を、一晩につき複数回行った場合）	700単位/日

※事業所が地域生活支援拠点等の場合は、+50単位/日

【留意事項】

- ・利用開始日、終了日も算定可。
- ・体験宿泊加算（Ⅰ）については、居宅生活を体験するための宿泊を伴わない一時的な滞在による支援も算定可。
- ・施設入所者の場合は、施設入所支援の外泊支援に位置付けられ、入院・外泊時加算の算定可。体験宿泊の開始日及び終了日は施設入所支援サービス費も併せて算定可。

体験の場・機会に係る加算・報酬の関係性（イメージ図）



地域生活を体験
してみたい!



障害者支援施設

地域生活支援拠点等
の場合算定可

体験宿泊加算 120単位

入所者の体験宿泊について地域移行支援事業者と連絡調整・相談援助等の支援を行った場合。



障害者支援施設の行う
日中活動系サービス

障害福祉サービスの体験利用支援加算

入所者が体験利用を行う場合、地域移行支援事業者と連絡調整・相談援助等の支援を行った場合

開始日～5日目 500単位
6日目～15日目 250単位

地域生活支援拠点等
の場合 +50単位

連携



地域生活支援拠点等
の場合 +50単位

体験宿泊加算

常時の連絡・支援体制を確保した上で、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 **15日が上限**

- ※障害福祉サービス事業者へ委託可
- ・300単位
- ・700単位（夜間支援を行う場合）

地域移行支援 （体験宿泊）



地域移行支援事業所

地域移行支援 （体験利用）

障害福祉サービスの体験利用加算

地域移行支援事業者が障害福祉サービス事業者へ委託し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 **15日が上限**

開始日～5日目 500単位
6日目～15日目 250単位

地域生活支援拠点等
の場合 +50単位

委託

地域移行支援事業者と受入れ側の事業者が委託契約を結ぶ。

※地域移行事業者は緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保すること

委託



グループホーム等

※「共同生活援助の体験入居」は、GHに入居を希望している者が体験的な入居を行う場合であるので、「体験宿泊」との違いに注意。



日中活動系
サービス事業所

体験に送り出す側の事業者

コーディネート

体験を受け入れる側の事業者

地域定着支援

地域定着支援サービス費

体制確保費

算定要件	算定単位
常時の連絡体制を確保等を行った場合。 ・ 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接 ・ 適宜利用者の居宅への訪問等による状況把握。	<u>306単位/月</u>

緊急時支援費

利用者の障がい特性に起因して生じた緊急事態、その他緊急に支援が必要な事態が生じた場合、利用者又はその家族からの要請に基づき行う支援。

障がい特性に起因して生じうる緊急時の対応についてはあらかじめ利用者又はその家族との話し合いにより申し合わせておくこと。

区分	算定要件	算定単位
(Ⅰ)	利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合。	<u>712単位/日</u> ※地域生活支援拠点等の場合+50単位
(Ⅱ)	深夜（午後10時～午前6時までの時間）に電話による支援を行った場合。	<u>95単位/日</u>

日常生活支援情報提供加算 (令和3年度新設)

算定要件	算定単位
<p>精神科病院等に通院する利用者について、予め本人の同意を得て当該利用者が日常生活を維持するうえで必要な情報提供を精神科病院等に対して行った場合。</p> <p>※「利用者の自立した日常生活の維持に必要と認められた場合」とは、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている等であること。</p>	<p>100単位/回 (月1回を限度)</p>

地域移行支援・地域定着支援、自立生活援助共通

ピアサポート体制加算（令和3年度新設）

算定要件	算定単位
<p>(1) 「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること。</p> <p>㊦障がい者又は障がい者であったと市が認める者であって、指定地域移行支援事業者又は地域定着支援事業者である者。</p> <p>①管理者、地域移行支援事業者である者。</p> <div data-bbox="198 661 1572 861" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>※令和6年3月31日までの経過措置 市が「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」に準ずるとして認める研修を修了した㊦の者を常勤換算法で0.5人以上愛知する場合についても本要件を満たすものとする。（①の者の配置がない場合にも算定可。</p></div> <p>(2) 上記（1）の者により事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>(3) 上記（1）の者を配置していることを公表していること。</p> <div data-bbox="198 1100 1572 1255" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所を選択する際の情報として公表するものであり、ピアサポーター本人の氏名の公表を求めるものではない。</p></div>	<p><u>100単位/月</u></p>

※ 現在、「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」は未実施であり、開催時期は未定です。

居住支援連携体制加算

利用者の住居の確保及び居住支の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を目的とする。

算定要件	算定単位
「居住支援法人」又は「住宅確保要配慮者居住支援協議会」と連携し、利用者の住宅確保及び居住支援に必要な情報の共有をした場合。 ※「利用者野住宅確保及び居住支援に必要な情報」とは、利用者の心身の状況、生活環境、日常生活における本人の支援の有無や具体的な状況、障がい特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報をいう。	35単位/月

地域居住支援体制強化推進加算

算定要件	算定単位
居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合。	500単位/月 (月1回を限度)

特別地域加算

算定要件	算定単位
別に厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合。	所定単位数の 15%を加算

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 103協議会が設立（令和3年1月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（56市区町）

この他、60市区町村で設立検討中
（うち19市区町村が令和3年度までに設立予定）

北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

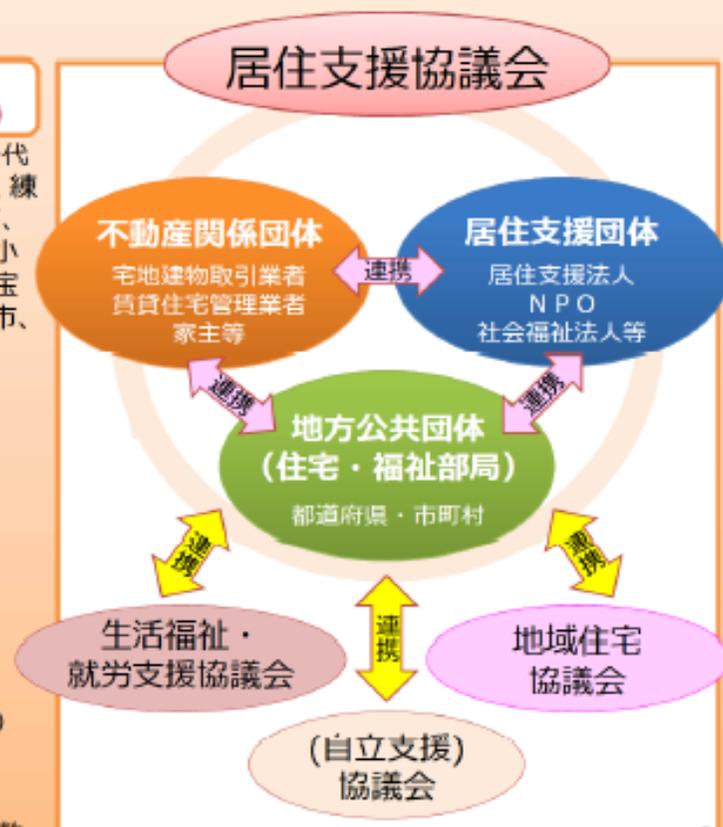
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和3年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ 【R3年度予算】共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

【制度スキーム】



※長野県では、「社会福祉法人長野県社会福祉協議会」が居住支援法人として指定されている。

自立生活援助

平成18年9月29日厚労省告示第523号指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
平成18年10月31日障発第1031001号 実施上の留意事項について

自立生活援助サービス費

区分	算定要件	地域生活支援員1人あたり利用者数※	
		(1) 30人未満	(2) 30人以上
(Ⅰ)	○障害者支援施設やグループホーム、精神科病院、救護施設、厚生施設、刑事施設等から退所し1年以内の者。 ○同居家族の死亡や入院、虐待等、市町村が認める事情で急遽単身生活が必要であり、単身生活開始から1年以内の期間。	1,558単位/月	1,090単位/月
(Ⅱ)	上記以外の者。	1,166単位/月	817単位/月

※地域生活支援員1人あたり利用者数の算定方法

サービス管理責任者と地域生活支援員を兼務する場合は0.5人とみなして算定する。

(例) 利用者数30人の事業所において、サービス管理責任者を兼ねる地域生活支援員1人と専従の地域生活支援員1人が障害者支援施設を退所してから1年以内の者に対し、支援を行った場合。→ $30人 \div (0.5 + 1) = 20$

地域生活支援員1人あたり利用者数は30人未満であり、自立生活援助サービス費(Ⅰ)(1)を算定。

※定期的な訪問による支援を月2回以上行わない場合は算定不可。

※地域生活支援員1人あたり利用者数が変更となった場合は、届出が必要。

初回加算

算定要件	算定単位
サービス利用開始月に算定可。 ※過去3ヶ月以内に自立生活援助を利用していないこと。	500単位/月

同行支援加算

算定要件		算定単位
利用者の外出に同行し、地域で自立した生活を営むために必要な情報提供や助言を行った場合。	イ 1月に2回以下	500単位/月
	ロ 1月に3回	750単位/月
	ハ 1月に4回以上	1,000単位/月

緊急時支援加算 (令和3年度新設)

利用者の障がい特性に起因して生じた緊急事態、その他緊急に支援が必要な事態が生じた場合、利用者又はその家族からの要請に基づき行う支援。障がい特性に起因して生じうる緊急時の対応についてはあらかじめ利用者又はその家族との話し合いにより申し合わせておくこと。

区分	算定要件	算定単位
(Ⅰ)	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時~午前6時)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合。	<u>711単位/日</u> ※地域生活支援拠点等の場合+50単位
(Ⅱ)	深夜(午後10時~午前6時までの時間)に電話による相談援助を行った場合。	<u>94単位/日</u>

福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上の観点から、条件に応じて加算される。

区分	算定要件	算定単位
(Ⅰ)	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士または公認心理士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所。	450単位／月
(Ⅱ)	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士または公認心理士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所。	300単位／月
(Ⅲ)	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所。	180単位／月

※日常生活支援情報提供加算、ピアサポート体制加算、居住支援連携体制加算、地域居住支援体制推進加算、特別地域加算については地域移行・地域定着と同様の内容であるため、省略。

人員欠如減算

減算要件		減算期間	算定単位
地域生活支援員が欠如した場合	必要員数の1割を超えて欠如	人員欠如した月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで	利用者全員に減算適用月から2月目まで所定単位数の70/100 3月以上減算が連続した場合所定単位数の50/100
	必要員数の1割を超えずに欠如	欠如した月の翌々月から解消される至った月まで (翌月末日までに基準を満たした場合を除く。)	
サービス管理責任者が欠如した場合			利用者全員に減算適用月から4月目まで所定単位数の70/100 5月以上減算が連続した場合所定単位数の50/100

個別支援計画未作成減算

減算要件	減算期間	算定単位
以下のいずれかに該当する場合 ①サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。 ②指定基準に基づき、個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われていない。	該当する月から解消されるに至った月の前月まで	該当利用者には減算適用月から2月目まで所定単位数の70/100 3月以上減算が連続した場合所定単位数の50/100

※減算対象となる場合は、変更届において減算となる旨を提出が必要。

計画相談支援・障害児相談支援

平成24年3月13日 厚労令28 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

平成24年3月13日 厚労令29 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

平成18年12月6日 障発第1206001号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準について

平成24年3月30日 障発0330第16号 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

計画相談支援費・障害児相談支援費

区分	計画相談 算定単位	障害児相談 算定単位	備考
機能強化型（Ⅰ）	1, 864単位	2, 027単位	※相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて加算積極的に支援困難ケースを受け入れてください。 基幹相談支援センター、総合相談支援センター、自立支援協議会と連携を図ってください。
機能強化型（Ⅱ）	1, 764単位	1, 927単位	
機能強化型（Ⅲ）	1, 672単位	1, 842単位	
機能強化型（Ⅳ）	1, 622単位	1, 792単位	
サービス利用・障害児利用支援（Ⅰ）	1, 522単位	1, 962単位	
サービス利用・障害児利用支援（Ⅱ）	732単位	815単位	取扱件数40件以上の部分

※ 加算の条件について

計画相談支援費は 留意意向通知 障発第1031001 第四の1(1)を参照

障害児相談支援費は 留意意向通知 障発第0330第16号 第四の1(1)を参照

継続計画相談支援費・継続障害児相談支援費

区分	計画相談 算定単位	障害児相談 算定単位	備考
機能強化型継続（Ⅰ）	1, 6 1 3 単位	1, 7 4 2 単位	※相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えている場合に、体制に応じて加算
機能強化型継続（Ⅱ）	1, 5 1 3 単位	1, 6 2 4 単位	
機能強化型継続（Ⅲ）	1, 4 1 0 単位	1, 5 2 7 単位	
機能強化型継続（Ⅳ）	1, 3 6 0 単位	1, 4 7 6 単位	
サービス利用・障害児利用支援（Ⅰ）	1, 2 6 0 単位	1, 3 7 6 単位	
サービス利用・障害児利用支援（Ⅱ）	6 0 6 単位	6 6 2 単位	取扱件数40件以上の部分

サービス担当者会議実施加算

算定要件	算定単位
継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、面接するとともに、福祉サービス等の担当者 ^{（注）} を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認、その他必要な便宜提供について計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合	利用者一人につき月1回 100単位/月

サービス提供時モニタリング加算

算定要件	算定単位
<p>継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、<u>障害福祉サービス事業者等を訪問し、サービス提供状況について詳細に把握したうえで、確認結果の記録を作成した場合</u></p>	<p>利用者一人につき月1回 相談支援専門員1人当たり1 月に39人を限度 100単位/月</p>

VI 相談支援専門員について

(資料6. 7参照)

厚労省資料
一部修正

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**

改定前（～平成30年度）

専門コース別研修（任意研修）

相談支援従事者
実務要件

相談支援従事者
初任者研修
(31.5h)

相談支援
専門員
として配置

相談支援従事者
現任研修(18h)
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

改定後（令和2年度～）

専門コース別研修（任意研修）

※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

参考資料5.6参照

相談支援従事者
実務要件

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
初任者研修
(42.5h)

相談支援
専門員
として配置

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
現任研修(24h)
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

一定の実務経験の要件(注)

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある

②現に相談支援業務に従事している

【カリキュラム創設】
主任相談支援専門員
研修(30h)

主任相談支援
専門員
として配置